地域包括支援センターが新しく3つ誕生

市介護福祉課

4月から、「地域包括支援センターとりいもと」「地域包括支援センターゆうじん」「地域包括支援センターきらら」が新しく誕生しました。

「地域包括支援センター」とは、高齢者の皆さんが住み慣れた町で安心して暮らしていけるように、次の3つの仕事を行う、彦根市が事業の運営を委託する機関です。

▼高齢者の総合相談窓口です
（介護に関する相談や悩みなど）

▼皆さんの権利を守ります
（権利擁護・高齢者虐待の防止など）

▼介護予防のプランをたてます
（要支援1・要支援2の認定を受け、介護保険サービスを希望する人）

在宅介護支援センターも、彦根市が委託する地域の身近な相談窓口です。お気軽にご相談ください。

問い合わせ先 市介護福祉課☎23-9660番、FAX26-1768番

相談窓口［地域包括支援センター 在宅介護支援センター］	担当学区	住所	連絡先
新 彦根市地域包括支援センターとりいもと	鳥居本	デイサービスセンター鈴の音内（鳥居本町670）	☎21-5412 FAX21-5464
新 彦根市地域包括支援センターゆうじん	城南 高宮 旭森	アロフェンテ彦根内（竹ケ鼻町80）	☎21-3305 FAX21-3306
新 彦根市地域包括支援センターきらら	城陽 若葉 河瀬 亀山	彦根市デイサービスセンターきらら内（川瀬馬場町1015-1）	☎28-9323 FAX28-9322
改称 彦根市中央地域包括支援センター		彦根市福祉保健センター内（平田町670）	☎23-9632 FAX26-1768
彦根市在宅介護支援センターちとせ	城東 佐和山	河原二丁目1-3	☎27-2816 FAX24-4829
彦根市在宅介護支援センターハピネス	城西 城北	北デイサービスセンター内（馬場一丁目5-5）	☎27-6702 FAX21-0302
彦根市在宅介護支援センターふるさと	金城 平田	近江第二ふるさと園内（開出今町1343-3）	☎22-1121 FAX22-1183
彦根市在宅介護支援センターいなえ	稲枝東 稲枝北 稲枝西	南老人福祉センター内（田原町13-2）	☎43-7616 FAX43-6711

春の全国交通安全運動 4月6日(金)～同15日(日)

運動の基本
子どもと高齢者の交通事故防止

運動の重点
①自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
③飲酒運転の根絶

4月10日(火)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

問い合わせ先 市交通対策課☎30-6134番、FAX24-8517番

自転車を利用する皆さん 交通ルールを守っていますか

自転車は車の仲間です。「車両の運転者」であるという自覚と責任を持ち、思いやりのある運転を心がけましょう。

自転車安全利用五則
①自転車は、車道が原則、歩道は例外
②車道は左側を通行
③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
④安全ルールを守る
▼飲酒運転、二人乗り、並進、携帯電話の使用は禁止
▼交差点では一旦停止！ 安全確認を確実にしましょう
▼夕方以降は、ライトを必ずつけましょう
⑤子どもはヘルメットを着用

問い合わせ先 市交通対策課☎30-6134番、FAX24-8517番

後期高齢者医療制度のしくみ ～安定した制度で、高齢者医療を守るために～

市保険年金課

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに設置された「広域連合」が運営しています。

この制度は、75歳以上の人と一定以上の障害により認定を受けた65歳以上の人が加入しています。

後期高齢者医療制度に加入している人（被保険者）の医療費の財源は、次のとおり国民全体で支えあっています。

▼公費（国・県・市町が負担するお金） **約5割**

▼支援金（75歳未満の人が負担するお金） **約4割**

▼被保険者が納める保険料 **約1割**

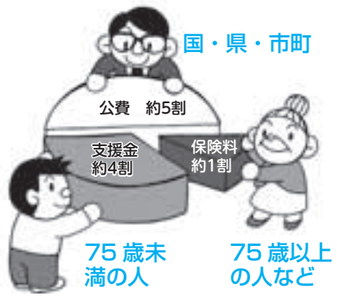

また、医療費は、高齢化の進行や医療の高度化により、年々増加しています。医療費の増加は、この制度の財政を圧迫し、皆様にご負担いただく保険料の増額につながる傾向にあります。限りある財源を有効に活用するために、適正な受診を心がけましょう。

問い合わせ先 市保険年金課☎30-6112番、FAX21-2220番、滋賀県後期高齢者医療広域連合☎077-522-3013番

平成24・25年度の後期高齢者医療の保険料

市保険料課

平成24・25年度の後期高齢者医療の保険料は下表のとおりです。

被保険者の皆さんに安心して医療を受けていただけるよう、安定した制度運営を行うためには、平成24・25年度の保険料を引き上げざるを得なくなりました。ご理解をお願いします。

※年間保険料の上限額が、50万円から55万円に引き上げとなります。

※新しい保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

問い合わせ先 市保険料課☎30-6145番、FAX21-2220番、滋賀県後期高齢者医療広域連合☎077-522-3013番

4月からの保険料

	平成22・23年度	平成24・25年度
被保険者均等割額	3万8,645円	4万1,704円
所得割率	7.18%	8.12%

例）一人世帯で公的年金収入のみの場合の保険料額

年金収入額	平成22・23年度（年額）	平成24・25年度（年額）	（平成22・23年度との比較）
80万円まで	3,864円	4,170円	（306円増額）
153万円（所得割賦課なしの上限額）	5,796円	6,255円	（459円増額）
200万円	4万7,789円	5万2,445円	（4,656円増額）

「彦根市の環境」平成23年度版の発行

市生活環境課

彦根市の平成22年度における環境の状況や環境施策をまとめた彦根市版環境白書「彦根市の環境」を作成しました。

「彦根市の環境」は、市内の水質や土壌、大気、騒音などの調査結果をまとめているほか、市民団体の活動、環境行政施策など、環境に関する取り組みなども取り上げています。

情報公開コーナー（市役所1階）、市立図書館、各公民館で閲覧できます。希望する人には、市生活環境課（市役所1階）、支所、各出張所で配布します。

問い合わせ先 市生活環境課☎30-6116番、FAX27-0395番

医療機関にかかるときのマナー
～心がけましょう 適正受診～

▶同じ病気で、複数の医療機関を必要以上に受診するのは、できるだけ控えましょう。検査や投薬を重複して受けることにより、かえって体に悪影響を与える心配があります。

▶後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、新薬と同等の効能を持ち、費用もおおむね安く済みますので、医療機関窓口や調剤薬局で相談してみましょう。